

滋賀県地域情報化推進会議

データ連携基盤ワークショップ等事業委託業務

仕様書

滋賀県地域情報化推進会議

令和7年（2025年）10月

1 業務名

滋賀県地域情報化推進会議データ連携基盤ワークショップ等事業委託業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化、行政サービスの効率化ニーズの高まりを背景に、国においては「デジタル田園都市国家構想総合戦略」のもと、データ連携基盤を活用した取り組みが重視されており、自治体と民間企業等との連携による幅広い分野での実装が求められている。総務省や内閣府からは「共同利用ビジョン」が示され、共通データ基盤を活用した取組が全国各地で進展している状況にある。

このような動向を踏まえ、本事業では、滋賀県内における地域課題を的確に把握し、その解決に向けたサービスのユースケースと、そのユースケース実現のために必要なデータの利活用の可能性を検討することを目的とする。

また、本業務の成果は、企業、経済団体、学術研究機関、自治体等が参画する当推進会議の検討内容に反映し、今後の進め方や体制の構築に反映するものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託料の上限額

1,430,000円（税込）

5 業務内容

本業務受託事業者（以下「乙」という。）は、「滋賀県地域情報化推進会議データ連携基盤ワークショップ等事業」（以下「ワークショップ等」という。）について、次に掲げる事項をすべて実施すること。

5.1 実施計画書の作成

乙は、契約締結後2週間以内に次の事項を含む実施計画書を作成し、滋賀県地域情報化推進会議事務局（以下「甲」という。）の承認を受けるものとする。

- (1) ワークショップ等の概要（全体スケジュール、各開催回の実施内容を含む）
- (2) 業務の実施体制
- (3) ワークショップ等各開催回の講師およびファシリテーター等の情報
- (4) 実績報告書の作成
- (5) その他（追加提案の具体的な実施内容）

5.2 ワークショップ等の企画・運営

(1) 開催日時および場所

- ・令和8年2月27日までに3回実施することとし、開催日時については甲と協議の上で決定すること。
- ・会場については、原則滋賀県庁内の会議室等とすること。

(2) 参加対象者

滋賀県地域情報化推進会議会員および会員関係者とすること。

(3) ワークショップ等の内容

全3回構成のワークショップ等を実施することとし、具体的な内容については甲と協議の上決定する。

ア データ連携基盤およびデータ利活用に関する勉強会の実施

- ・先進事例、データ利活用の在り方に関する知識の提供をすること。
- ・提供内容には、「イ ワークショップの実施」に記載の3つのテーマを含めること。そのうち「健康」に関する内容は、令和4年度「滋賀データ活用LAB」で検討したものとす。検討した内容は、滋賀県地域情報化推進会議ホームページに記載しているので参照すること。(https://shiga-lg.jp/archives/1755)
- ・参加人数に制限はしないようにすること。
- ・データ利活用の必要性および滋賀県の取組については、甲が事前に動画の説明資料を配布する。

イ ワークショップの実施

- ・ワークショップの冒頭において、参加者の理解を深めるための話題提供を行うこと。
- ・データ利活用に関する課題およびユースケースの検討を目的としたグループワークを行うこと。
- ・検討する課題およびユースケースはテーマを絞り3つとすること。テーマは以下のとおりとする。

(1)健康に関するもの

(2)子どもに関するもの

(3)滋賀県における社会課題の解決にむけて、提案者が設定するテーマ

- ・原則、現地参加型のワークショップとする
- ・グループワークの結果が具体的にまとまるよう、進行プログラムを設定すること。
- ・参加人数は30名程度を想定している。

(4) 必要な人員および機材等の手配

- ・データ連携基盤およびデータ利活用に関する勉強会講師、全体をファシリテートする者および参加者のアイデアに対して助言する者を手配するとともに、運営ス

スタッフを確保すること。なお、謝金および旅費等の支払いは乙が行うこととする。

- ・ワークショップ等で必要となる機材、ネットワーク環境、消耗品等を準備すること。また、進行に必要な資料・スライド等のコンテンツを準備すること。

(5) その他

滋賀県地域情報化推進会議会員への募集案内は甲が行う。

5. 3 報告書の作成

乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日までに以下の内容を含めた実績報告書を提出すること。甲は、提出された報告書に基づき検査を行う。

また、滋賀県地域情報化推進会議のホームページに掲載することを前提とした報告書の概要版を作成すること。なお、報告書の内容は令和8年度滋賀県地域情報化推進会議総会の場で報告を行うこと。

- (1) ワークショップの開催日時、開催場所、進行スケジュール
- (2) ワークショップ内容・結果（開催風景の写真等も含む。）
- (3) ワークショップで発表されたデータ利活用に関するアイデアすべて
- (4) その他（ワークショップ全体を通じた成果等）

6 その他

- ・ワークショップに要する全ての経費は乙の負担とする。
- ・契約上定められた工程を順守し、誠実に実行すること。なお、進捗状況については、甲に随時報告するとともに指示に従うこと。
- ・成果物（ワークショップで出た参加者のアイデアを含む）の所有権、著作権等のすべての権利は、滋賀県地域情報化推進会議に帰属するものとする。
- ・乙は、委託業務の実施に当たって不明瞭な点や改善の必要があると認められる場合は、甲と協議の上、業務を遂行すること。